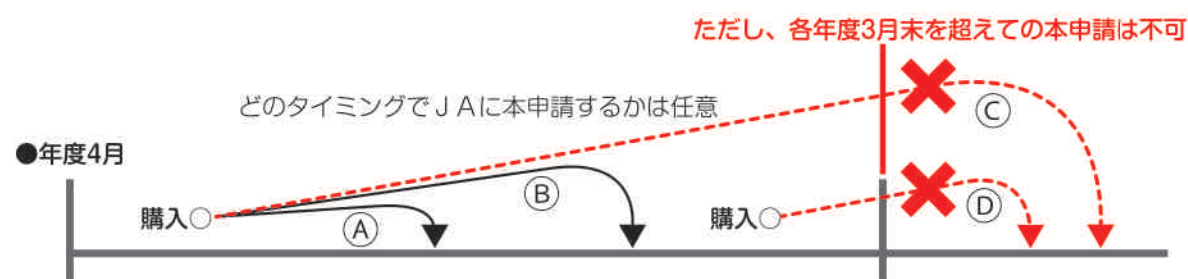


助成にあたっての注意事項

- **1**～**5**の事業の助成を受けるにあたっては、助成対象物を購入する前の事前審査申込が必要です。事前審査申込がない場合、本申請はできませんのでご注意ください。
- **1** **3** **4** **5**の事業の助成対象となる方は、農林業センサスに定める販売農家※の方であり、専従者給与受給者は対象外となります。
※経営耕地面積が30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上の農業者・農業法人
- **2**の事業の助成対象となる方は、認定新規就農者、または就農3年以内かつ18歳以上45歳未満の新規就農者の方です。
- **1**～**5**の事業の申請にあたっては、「領収書の氏名」、「確定申告書等の氏名」、「助成金入金口座の名義人氏名」が同一である必要があります。
(例) Aさんが農機を買い、その領収書を持って息子であるBさんが本申請を行う→×
Bさんが農機を買い、領収書もBさんがもらったが、確定申告を行っているのは父親のAさん→×
- **1**～**5**の事業については、4/1～3/31を一年度とし、領収書が属する年度中しか本申請ができません。
(例) ①令和7年4月1日に農機を買い、令和7年5月1日に助成金を本申請した。→○
②令和7年4月1日に農機を買い、令和8年3月31日に助成金を本申請した。→○
③令和7年4月1日に農機を買い、令和8年4月1日に助成金を本申請した。→×
④令和7年3月31日に農機を買い、令和8年4月1日に助成金を本申請した。→×
⇒3月末をまたがないよう、申請をお願いします。

申請スケジュールイメージ図



- **1**～**5**の事業については、助成総額に上限がございますので、多数の本申請があった場合には、助成要件を満たしていても、助成額が減額されるまたは助成が受けられない場合があります。
- **1**～**5**の事業については、同一機器に対する併用ができませんのでご注意ください。
- ご利用にあたっては、それぞれ対象要件・審査がございます。

実施期間
令和7年4月1日～
令和8年3月31日

農業所得増大・地域活性化

旗 応援プログラム BOOK

1. かながわスマート農業応援事業
2. 新規就農者応援事業
3. 太陽光発電設備導入助成事業
4. かながわ畜産応援事業
5. 農地取得応援事業
6. 未来の担い手応援事業
7. 利子補給事業
8. 保証料助成事業

さまざまな事業で農家の皆さまを応援します！

JAバンク神奈川

JAバンク神奈川

JAグループ神奈川は8つの助成事業で農家の皆さまを応援します!

1 かながわスマート農業応援事業

ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用して、省力化、高品質生産を図るスマート農業技術等の導入費用（設置費用含む）を助成します。

助成対象者

当JA管内に住所を有する農業者・農業法人
※本事業の対象となる方は、農林業センサスに定める販売農家（経営耕地面積30a以上、または、農産物販売金額が年間50万円以上の方。）



助成対象費用

以下の①～④の導入費用（設置費用含む）

①環境モニタリング装置

②環境制御装置※

③統合環境制御装置

④ロボット技術を活用した機械

※次の①、②の条件を満たすこと。

①環境モニタリング装置を導入する、または既に導入しており、導入する環境制御装置に関連する環境要素（温度、湿度等）をICT等により遠隔地から確認できること。

②環境制御装置が①の環境モニタリング装置と連動して稼働すること。

なお、畜産農家が畜舎に細霧冷房装置等の環境制御装置を導入する場合は、センサー連動を条件とする。

助成対象となる機器の一例

温度・湿度等を見える化する環境モニタリング装置、環境モニタリング装置と連動して稼働する加温機・細霧冷房機・天窓・カーテン等の環境制御装置、養液栽培システム、自動走行農業機械、リモコン草刈り機、農業用ドローン、モーターを搭載している農業用アシストスーツ など

必要書類

- 事前審査申込時
 - ・助成対象物の名称が記された見積書等の写し
- 本申請時
 - ・事前審査申込書の写し
 - ・助成対象物の名称が記された領収書の写し
 - ・補助金・助成金等の受領証、入金通知書等の写し（補助金等の交付を受けている場合）
 - ・直近の確定申告書など、販売農家であることが確認できる書類の写し

助成額

組合員資格等	組合員・組合員資格を有する農業法人	員外・組合員資格を有さない農業法人
環境モニタリング装置	15万円を上限に 補助金等控除後総費用の50%	5万円を上限に 補助金等控除後総費用の50%
環境制御装置 統合環境制御装置 ロボット技術を活用した機械	50万円を上限に 補助金等控除後総費用の50%	

※総費用には設置にかかる費用も含む。

2 新規就農者応援事業

新規就農者が、営農開始時に必要な農機具および農業用施設等の取得・導入費用を助成します。

助成対象者

①認定新規就農者

②就農3年以内かつ18歳以上45歳未満の新規就農者※

※助成対象期間の4月1日時点において条件を満たす方。

助成対象費用

農機具および農業用施設（ハウス、格納庫）の取得費用（設置費用含む）

助成対象となる機器の一例

軽トラック、トラクター、刈払機、農機のアタッチメント、肥料散布機、農業用施設（ハウス、格納庫）取得費 など

必要書類

事前審査申請時は1と同様。

本申請時には1の必要書類に加えて下記の書類を提出する。（販売農家の確認資料は不要）

助成対象者①の方：認定新規就農者の認定書等の写し

助成対象者②の方：就農前後（2か年分）の確定申告書の写し、または税務署への開業届の写し
年齢が確認できる書類（運転免許等の写し）

助成額

組合員資格等	組合員・組合員資格を有する農業法人	員外・組合員資格を有さない農業法人
助成内容	30万円を上限に 補助金等控除後総費用の50%	5万円を上限に 補助金等控除後総費用の50%

※総費用には設置にかかる費用も含む。



3 太陽光発電設備導入助成事業

助成対象者
必要書類は
1と同様

営農型太陽光発電設備や蓄電システム等を備えた農業用施設への太陽光発電設備の設置費用を助成します。

助成対象費用

神奈川県内に設置する、発電出力10kW以上の太陽光発電設備の導入費用

- ①営農型太陽光発電設備
- ②蓄電システム等を備えた農業用施設(畜舎、ハウス等)への自家消費型(+余剰売電型)太陽光発電設備

助成対象となる機器の一例

営農型太陽光発電設備、蓄電システム等を備えた農業用施設(畜舎、ハウス等)への自家消費型太陽光発電設備(余剰売電型太陽光発電設備も含む)

助成額

発電出力/組合員資格等	組合員・組合員資格を有する農業法人	員外・組合員資格を有さない農業法人
10kW以上20kW未満	20万円	5万円
20kW以上30kW未満	40万円	10万円
30kW以上40kW未満	60万円	15万円
40kW以上50kW未満	80万円	20万円
50kW以上	100万円	25万円

4 かながわ畜産応援事業

助成対象者
必要書類は
1と同様

畜産経営に必要な畜産専用機器の購入費用(設置費用含む)を助成します。

助成対象費用

畜産専用機器の導入費用(設置費用含む)

※畜産経営以外にも汎用性を持つ機器や畜舎の資材などは対象外

助成対象となる機器の一例

分娩監視システム、発情発見システム、分娩監視・発情発見カメラ、搾乳ロボット、自動給餌機、哺乳ロボット、バークリーナー(ミッション部分、チェーン部分、エレベーター部分等の買い換えも対象とする)、バルククーラー、堆肥攪拌機、子豚保育舎 など

助成額

組合員資格等	組合員・組合員資格を有する農業法人	員外・組合員資格を有さない農業法人
助成内容	50万円を上限に 補助金等控除後総費用の50%	5万円を上限に 補助金等控除後総費用の50%

※総費用には設置にかかる費用も含む。

5 農地取得応援事業

農業者の規模拡大や、増加する耕作放棄地の有効活用などのため、農地取得費用の助成をします。

助成対象者

当JA管内に住所を有し、対象期間内に農地取得した農業者または農業法人

※本事業の対象となる方は、農林業センサスに定める販売農家(経営耕地面積30a以上、または、農産物販売金額が年間50万円以上の方。)

助成対象費用

神奈川県内の農地および採草放牧地を取得する費用(登記費用見合い)

必要書類

- 事前審査申込時
事前審査申込書等
- 本審査時
・事前審査申込書の写し
・農地法第3条許可書の写し
・登記簿謄本の写し
・直近の確定申告書など、販売農家であることが確認できる書類の写し

助成額

組合員資格等	組合員・組合員資格を有する農業法人	員外・組合員資格を有さない農業法人
助成内容	5万円(定額)	1万円(定額)

6 未来の担い手応援事業

神奈川県内の高等学校および農業アカデミーの学生が行う研究等に必要となる費用を助成します。

助成対象者

神奈川県内の高等学校(農業や食品に関する学科・系列を設置)および農業アカデミーの学生

助成対象費用

- ・対象学校・期間で実施する研究および事業に要する材料費・謝金・旅費交通費・会場使用料等の費用
- ・農業クラブ県大会における副賞



農機ハウス等の設備資金について低利での借入が可能です

JA農機ハウスローン



農業機械



軽トラック



農業用の井戸・水道



ハウス



農業用倉庫

SDGs利子補給対応で 農業者応援金利 (固定)

利子補給適用期間:借入全期間

※金利などのご融資条件は各JAによって異なりますので、実際の適用金利は各JAにお尋ねください。

生産・加工・流通等にかかる設備資金から運転資金まで農業者の幅広いニーズに対応

アグリマイティー資金



農地取得・改良



ソーラーパネル



加工・流通・販売



直売所



運転資金

SDGs利子補給対応で 農業者応援金利 (固定金利選択型[10年])

固定金利適用期間:借入当初から10年経過後、最初の利払日まで

利子補給適用期間:借入当初から10年後の応当日まで

- 借入当初10年間 固定金利
- 借入10年目以降 変動金利(年2回見直し)

※金利などのご融資条件は各JAによって異なりますので、実際の適用金利は各JAにお尋ねください。



利子補給事業

JAが取り扱うすべての農業資金(公庫資金を除く)について、利子補給を行います。

※貸付条件に合致したすべての方が対象となります。
※商品にはそれぞれ下限利率があり、貸付条件等によって補給率が異なります。
※延滞等が生じた場合、延滞した元金は利子補給対象外となります。
※「JA農機ハウスローン」については、全期間利子補給の対象となります。

補給率
最長10年
最大**1.0%**



保証料助成事業

JAが取り扱うすべての農業資金において、県農業信用基金協会の保証が付された場合の一括前払い保証料を全額助成するものです。一度お支払いいただいた後、全額助成いたします。

※一括前払い以外の方法により支払われた保証料については、助成の対象となりません。

実質保証料
0円



ホームページ・店舗検索

ホームページ検索

<https://www.jabank-kanagawa.jp/>



お近くの店舗検索

<https://map.jabank.org/>

